

福岡医発第2318号(地)
平成20年 3月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

身体障害者手帳交付事務等について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

現在、県保健福祉環境事務所及び障害者福祉課で下記の事務処理が行われておりますが、事務の効率化等を図るため、福岡県事務委任規則(昭和40年3月31日福岡県規則第22号)等が改正され、平成20年4月から福岡県障害者更生相談所で取り扱われることとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事務の内容

- (1) 身体障害者手帳交付事務等に関する事
- (2) 療育手帳交付事務等に関する事
- (3) 指定医師の指定に関する事
- (4) 指定自立支援医療機関(更生医療及び育成医療に係るもの)の指定に関する事
- (5) 福岡県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に関する事

2. 会員への周知を依頼する内容

- (1) 事務処理機関が傷害者更生相談所へ変更になること
- (2) 身体障害者手帳交付申請書に添付する「診断書・意見書」の内容確認等を傷害者更生相談所から指定医師へ直接行うようになること
- (3) 久留米市の中核市移行に伴い、平成20年4月から久留米市所管分の身体障害者手帳交付事務、指定医師及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務を久留米市が行うようになること

3. 福岡県障害者厚生相談所の連絡先

〒816-0804 春日市原町3丁目1-7

電話 092-586-1055 FAX 092-586-1065



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽
次期担当理事 廣瀬真恵



19障第5124号

平成20年3月3日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(障害者福祉課社会参加係)



身体障害者手帳交付事務等について（依頼）

本県の障害者福祉行政の推進につきまして、日ごろから格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、現在、県保健福祉環境事務所及び障害者福祉課で下記の事務処理をしていますが、事務の効率化等を図るため、福岡県事務委任規則（昭和40年3月31日福岡県規則第22号）等を改正し、平成20年4月から福岡県障害者更生相談所（以下「障更相」という。）で取り扱うこととしておりますのでお知らせいたします。

つきましては、大変お忙しいところ恐れ入りますが、貴会会員等への周知と今後の対応等について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 事務の内容

- (1) 身体障害者手帳交付事務等に関する事
- (2) 療育手帳交付事務等に関する事
- (3) 指定医師の指定に関する事
- (4) 指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療に係るもの）の指定に関する事
- (5) 福岡県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に関する事

2 会員等への周知を依頼する内容

- (1) 事務処理機関が障更相へ変更になること
- (2) 身体障害者手帳交付申請書に添付する「診断書・意見書」の内容確認等を障更相から指定医師へ直接行うようになること
- (3) 久留米市の中核市移行に伴い、平成20年4月から久留米市所管分の身体障害者手帳交付事務、指定医師及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務を久留米市が行うようになること。

3 福岡県障害者更生相談所の連絡先

〒816-0804 春日市原町3丁目1-7

電話 092-586-1055 FAX 092-586-1065



身体障害者手帳及び療育手帳の交付事務等の集中化について

【集中化の理由】

○県内の13保健福祉環境事務所で身体障害者手帳の認定事務を実施しているが、認定事務については医学的専門知識を要するため、障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）に集中化して実施した方が効率的で平準化が図られると考えられる。

○療育手帳の交付事務は、県内の13保健福祉環境事務所の手帳の作成事務を実施しているが、判定については、更生相談所、児童相談所で実施しており、療育手帳の作成についても、更生相談所に集約して行うことが効率的であるとえられる。

○身体障害者福祉専門分科会審査部会の所管及び指定医療機関、指定医師関係事務を、障害者福祉課から更生相談所へ移譲し事務の効率化を図る。

身体障害者手帳交付事務の流れ

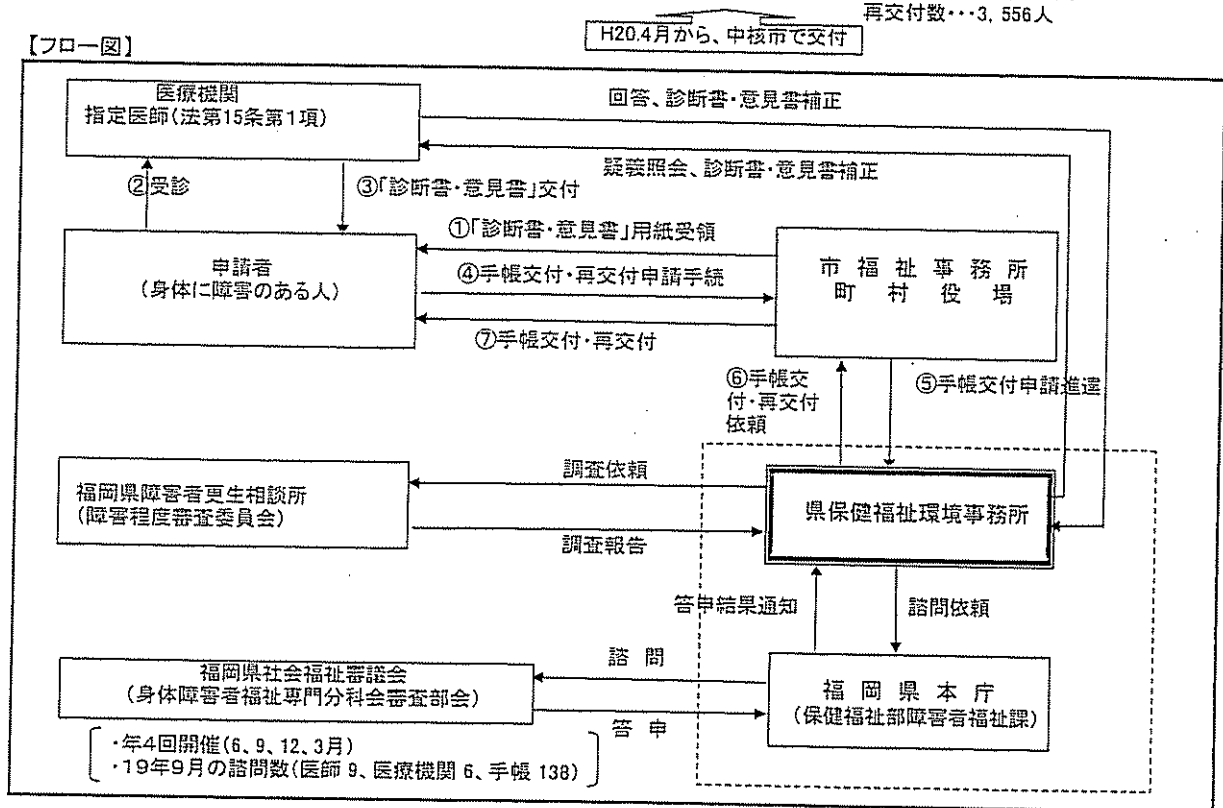
【業務概要】

保健福祉環境事務所は、市町村経由で申請書受理→内容審査（疑義があれば障害者更生相談所又は社会福祉審議会（障害者福祉課））→起案決定→手帳作成、台帳整理→市町村へ手帳送付

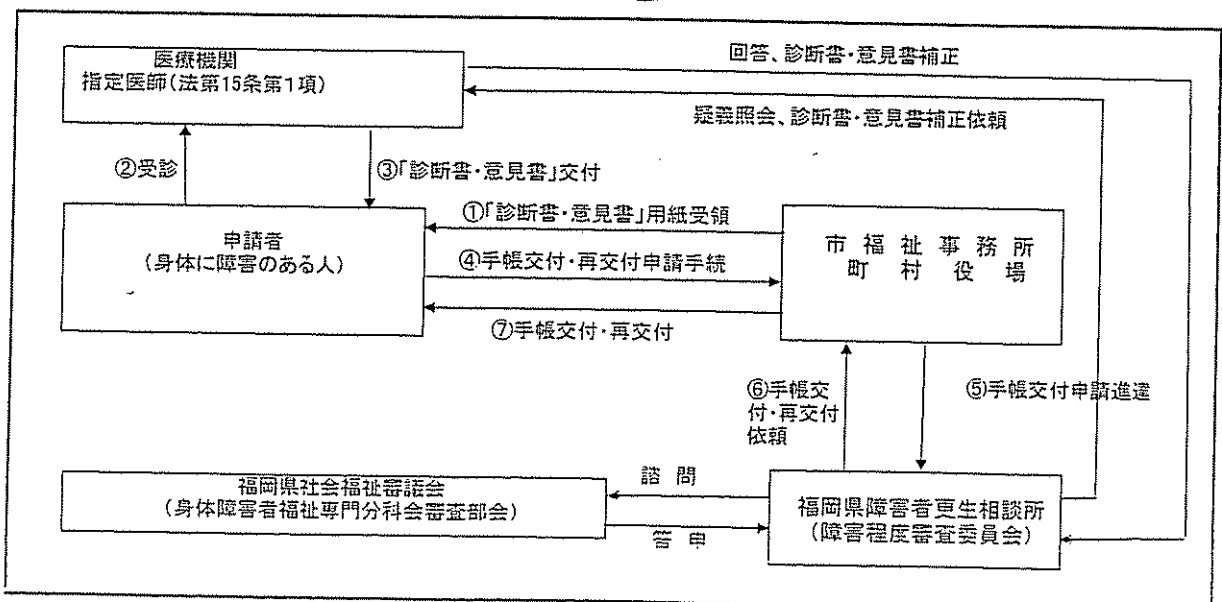
【身体障害者手帳所持者数】（平成19年3月31日現在）

福岡県全体（福岡市、北九州市を除く）・・・118,932人（久留米市・・・12,339人）
新規交付数・・・9,741人
再交付数・・・3,556人

【フロー図】



集中化



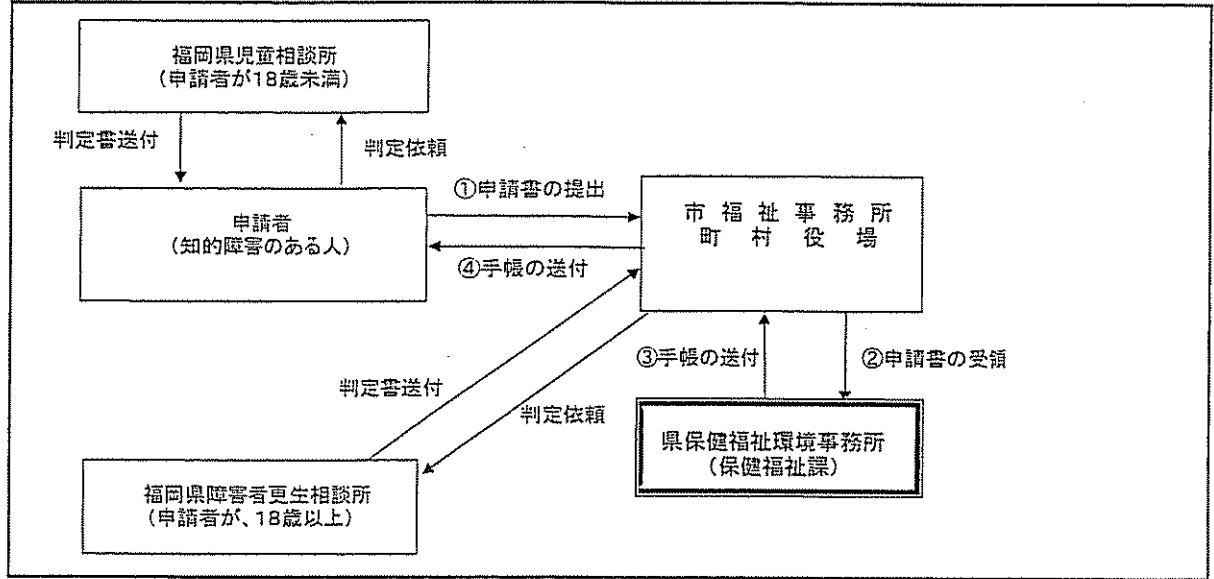
療育手帳の交付事務の流れ

保健福祉環境事務所は、市町村経由で申請書受理(判定書添付(18歳以上は障害者更生相談所、18歳未満は児童相談所))→判定書に基づき内容審査→案決裁→手帳作成、台帳整理→市町村へ手帳送付

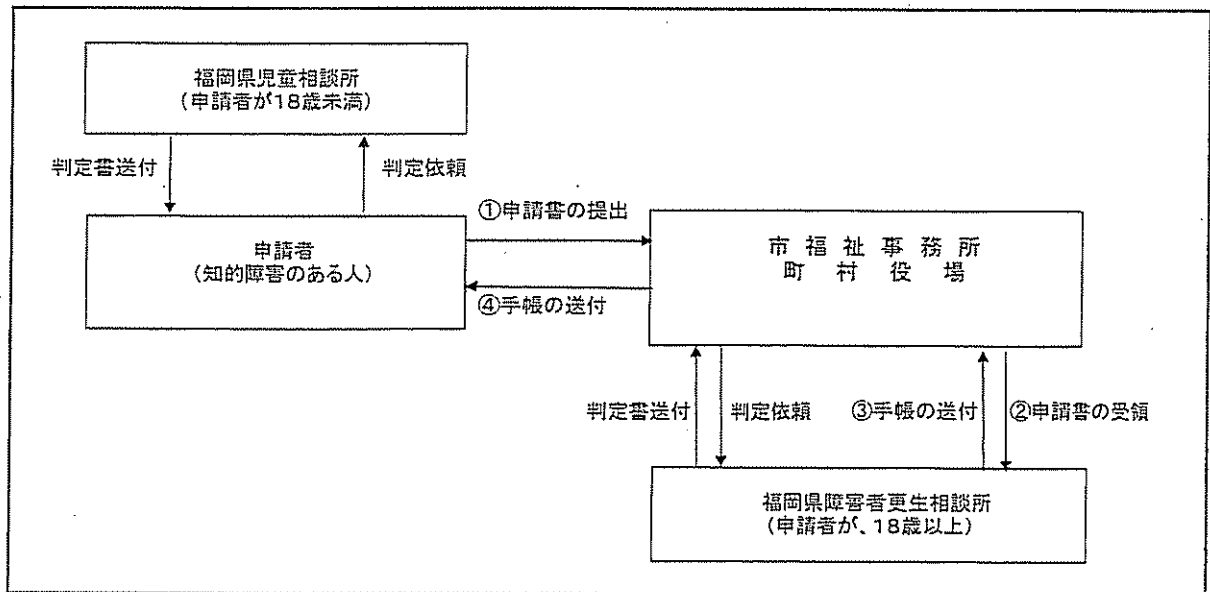
【療育手帳所持者数】(平成19年3月31日現在)

福岡県全体(福岡市、北九州市を除く)・・・ 31,810人(うち久留米市・・・ 1,938人) 新規交付数・・・845人

【フロー図】



集中化



別紙

福岡県における指定医師各種事務取り扱いについて

(1) 指定医師申請・担当障害分野追加申請の取り扱いについて

事務	現 行	事務集中化後
申請	医師	
進 達	管轄の福祉事務所(市…市福祉事務所、町村…県保健福祉環境事務所)	
諮 問	知 事 (障害者福祉課社会参加係)	知 事 (障害者更生相談所)
答 申	県社会福祉審議会委員長(諮問機関:身体障害者福祉専門分科会審査部会)	
通 知	知 事 (障害者福祉課社会参加係)	知 事 (障害者更生相談所)
(経由)	管轄の福祉事務所(市…市福祉事務所、町村…県保健福祉環境事務所)	
通 知	医師	
変 更 期 日	平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会 諮問分まで ※平成20年2月27日(水)社会参加係到着 分(必着)まで	平成20年度第1回福岡県社会福祉審議会 諮問分(左記以降)より ※但し、書類紛失を防ぐため、障更相への 進達は4月1日以降とし、それまでは各福祉 事務所で保管。

(2) 医師の転入届の取り扱いについて

事務	現 行	事務集中化後
届 出 進 達 通 知 (経由) 通 知	<pre> graph TD A[医師] --> B[管轄の福祉事務所
(市…市福祉事務所、町村…県保健福祉環境事務所)] B --> C[知 事
(障害者福祉課社会参加係)] C --> D[管轄の福祉事務所
(市…市福祉事務所、町村…県保健福祉環境事務所)] D --> E[医師] </pre>	
変 更 期 日	平成20年3月28日(金)社会参加係到着分(必着)まで	左記以降分 ※但し、書類紛失を防ぐため、障更相への進達は4月1日以降とし、それまでは各福祉事務所で保管。

(3) 医師の変更届・医師の辞退届・担当障害分野辞退申請の取り扱いについて

事務	現 行	事務集中化後
届 出 進 達	<pre> graph TD A[医師] --> B[管轄の福祉事務所
(市…市福祉事務所、町村…県保健福祉環境事務所)] B --> C[知 事
(障害者福祉課社会参加係)] B --> D[知 事
(障害者更生相談所)] </pre>	
変 更 期 日	平成20年3月28日(金)社会参加係到着分(必着)まで	左記以降分 ※但し、書類紛失を防ぐため、障更相への進達は4月1日以降とし、それまでは各福祉事務所で保管。

別紙

久留米市の中核市移行に伴う身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定申請の取り扱い変更の具体例

《具体例1》勤務先変更

久留米大学病院(久留米市)

↓
福岡新水巻病院(遠賀郡水巻町)

3月まで		4月以降	
所管	手続き	所管	手続き
福岡県	医師 (届出) 医師の変更届 久留米市福祉事務所 or 遠賀保健福祉環境事務所	久留米市	医師 (届出①) 辞退の手続き 久留米市福祉事務所
		福岡県	医師 (届出②) 医師の転入届 遠賀保健福祉環境事務所

《具体例2》勤務先変更

大牟田市立総合病院(大牟田市)

↓
久留米大学病院(久留米市)

3月まで		4月以降	
所管	手続き	所管	手続き
福岡県	医師 (届出) 医師の変更届 大牟田市福祉事務所 or 久留米市福祉事務所	福岡県	医師 (届出①) 医師の辞退届 大牟田市福祉事務所
		久留米市	医師 (届出②) 転入の手続き 久留米市福祉事務所

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定及び変更の取扱いについて

(1) 基本的な取扱い

○ 平成20年3月まで

- ① 福岡市に所在する医療機関→福岡市において指定・変更を行う。
- ② 北九州市に所在する医療機関→北九州市において指定・変更を行う。
- ③ 上記政令指定都市を除く県域に所在する医療機関→市については、市の福祉事務所に書類を提出し、県(障害者福祉課)に進達の上、県(障害者福祉課)において指定・変更を行う。
町村については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、県(障害者福祉課)に進達の上、県(障害者福祉課)において指定・変更を行う。

○ 平成20年4月以降

- ① 福岡市に所在する医療機関→福岡市において指定・変更を行う。
- ② 北九州市に所在する医療機関→北九州市において指定・変更を行う。
- ③ 久留米市(中核市)に所在する医療機関→久留米市において指定・変更を行う。
- ④ 上記政令指定都市・中核市を除く県域に所在する医療機関→市については、市の福祉事務所に書類を提出し、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において指定・変更を行う。
町村については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において指定・変更を行う。

(2) 移行期の具体的な取扱い

○ 新規申請の場合

- ① 福岡市に所在する医療機関→福岡市において指定を行う。
- ② 北九州市に所在する医療機関→北九州市において指定を行う。
- ③ 久留米市(中核市)に所在する医療機関→県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、市の福祉事務所に書類を提出し、県(障害者福祉課)に進達、市に書類を返却した上で、久留米市において指定を行う。
平成20年4月以降については、市の福祉事務所に書類を提出し、久留米市において指定を行う。
- ④ 上記政令指定都市・中核市を除く県域に所在する医療機関→市については、県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、市の福祉事務所に書類を提出し、平成20年4月以降に、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において指定を行う。
町村については、県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、平成20年4月以降に、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において指定を行う。

○ 主として担当する医師の変更・自立支援医療の種類追加(育成医療のみ→育成医療・更生医療等)の場合→新規申請の場合と同様

- ① 福岡市に所在する医療機関→福岡市において指定を行う。
- ② 北九州市に所在する医療機関→北九州市において指定を行う。
- ③ 久留米市(中核市)に所在する医療機関→県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、市の福祉事務所に書類を提出し、県(障害者福祉課)に進達、市に書類を返却した上で、久留米市において指定を行う。
平成20年4月以降については、市の福祉事務所に書類を提出し、久留米市において指定を行う。
- ④ 上記政令指定都市・中核市を除く県域に所在する医療機関→市については、県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、市の福祉事務所に書類を提出し、平成20年4月以降に、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において指定を行う。
町村については、県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、平成20年4月以降に、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において指定を行う。

○ 主として担当する医師の変更以外の変更の場合

- ① 福岡市に所在する医療機関→福岡市において変更を行う。
- ② 北九州市に所在する医療機関→北九州市において変更を行う。
- ③ 久留米市(中核市)に所在する医療機関→県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、市の福祉事務所に書類を提出し、平成20年3月28日(必着)までに県(障害者福祉課)に進達、県(障害者福祉課)において変更を行う。
平成20年4月以降については、市の福祉事務所に書類を提出し、久留米市において指定を行う。
- ④ 上記政令指定都市・中核市を除く県域に所在する医療機関→市については、市の福祉事務所に書類を提出し、平成20年3月28日(必着)までに県(障害者福祉課)に進達の上、県(障害者福祉課)において変更を行う。
平成20年4月以降については、市の福祉事務所に書類を提出し、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において変更を行う。
町村については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、平成20年3月28日(必着)までに県(障害者福祉課)に進達の上、県(障害者福祉課)において変更を行う。
平成20年4月以降については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において変更を行う。

○ 辞退・自立支援医療の種類を減らす(育成医療・更生医療→育成医療のみ等)の場合→主として担当する医師の変更以外の変更の場合と同様

- ① 福岡市に所在する医療機関→福岡市において処理を行う。
- ② 北九州市に所在する医療機関→北九州市において処理を行う。
- ③ 久留米市(中核市)に所在する医療機関→県の平成19年度第4回福岡県社会福祉審議会の申請書提出締切(平成20年2月27日)以降平成20年3月中については、市の福祉事務所に書類を提出し、平成20年3月28日(必着)までに県(障害者福祉課)に進達、県(障害者福祉課)において処理を行う。
平成20年4月以降については、市の福祉事務所に書類を提出し、久留米市において処理を行う。
- ④ 上記政令指定都市を除く県域に所在する医療機関→市については、市の福祉事務所に書類を提出し、平成20年3月28日(必着)までに県(障害者福祉課)に進達の上、県(障害者福祉課)において処理を行う。
平成20年4月以降については、市の福祉事務所に書類を提出し、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において処理を行う。
町村については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、平成20年3月28日(必着)までに県(障害者福祉課)に進達の上、県(障害者福祉課)において処理を行う。
平成20年4月以降については、県の保健福祉環境事務所に書類を提出し、県(障害者更生相談所)に進達の上、県(障害者更生相談所)において処理を行う。

(3) 指定権限の異なる自治体をまたがる医療機関の移転の場合

- 指定自立支援医療機関の指定に関しては、所在地の変更としてではなく、移転前自治体での辞退、移転後自治体での新規指定として取り扱う。
また、辞退年月日と新規指定の年月日は、同一日になるものとする。
移行期の取扱いに関しては、この年月日を基準として、処理を行う自治体・機関が決定されることとなる。